

廃木材よ…よみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？ 私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



東京ボード工業株式会社
 本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137
 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525
 埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562
 横浜エコロジー株式会社
 〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154
 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315
 TB関西物流株式会社
 〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私達は地球温暖化防止に全力で取り組みます

「とうきょうさんぱい」

通巻第三九七号

令和五年十月一日

発行人 鈴木宏和

発行 一般社団法人 東京都産業資源循環協会

とうきょうさんぱい

第40巻第7号 通巻第397号
令和5年10月1日発行

令和6年度 東京都予算で要望活動

収集運搬委員会 研修会「安全運転習慣研修」
 焼却分科会 施設見学 JFE エンジニアリング(株)
 行政だより 労働安全衛生規則の改正について（トラックでの荷役作業）



CONTENTS

令和6年度 東京都予算で要望活動 2
(都議会の自由民主党、公明党、都民ファーストの会へ)

収集運搬委員会

研修会「安全運転習慣研修」 6

中間処理委員会〈焼却分科会〉

JFE エンジニアリング(株)のグローバルリモートセンターと
5G 実証プラントを視察 8

行政だより

労働安全衛生規則の改正について (リーフレット抜粋)
「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます」 ... 9

協会からのお知らせ インボイスの登録番号について 5
全産連 第3次労働災害防止計画の安全衛生啓発ポスター (令和5年度) 10
第19回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」開催概要 11
SDGsへの取組 目標11「持続可能な都市」 12
医療廃棄物委員会 BCP勉強会 14
女性部だより 勉強会「いまさら聞けないサーキュラーエコノミーとLCAの基礎」 15
新入会員紹介 [正会員] 大成ロテック(株)、(株)西日本アチューマツククリーン 16
[賛助会員] AIG損害保険(株)、(株)テクノリンクス 17
理事会・委員会報告 医療廃棄物委員会 17
賛助会員事業紹介 (株)Azooop 18
賛助会員事業紹介 AIG損害保険(株) 19
賛助会員事業紹介 (株)テクノリンクス 20
広告 (株)京葉興業 (正会員) 21
身近なヒヤリ・ハット事例 Part 171 22
協会の主な今後の日程 23
投稿 【追悼】白井徹さん、ありがとう 24
よろず相談 [労務] 自動車運転業務の「2024年問題」への対応について 26
事務局だより・編集後記 32
表紙の言葉 22



有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
東京都 産業廃棄物処理業者認定制度 優良認定業者
●若洲工場: 東京都江東区若洲 2-8-25
●リサイクルポート: 東京都江東区若洲 2-8-17
●京浜島工場: 東京都大田区京浜島 3-3-14
●市原工場: 千葉県市原市玉前西 2-9-1
●八丈島事業所: 東京都八丈島八丈町大賀郷 8316-1



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 2022
健康経営優良法人 Health and productivity
中間処理業 (2020年度)
収集運搬業 (積替え保管含む)
産廃エキスパート
認定番号 5-20-C0001
認定番号 5-20-B0063
高俊興業株式会社 産業廃棄物処理業(収集運搬・中間処理)
本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(内) FAX.03-3228-0842
市川エコプラント 〒272-0108 千葉県市川市本行徳1325番地62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコプラント 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
高俊中央技術研究所 〒143-0002 東京都大田区城南島四丁目4番4号 TEL.03-5755-2330 FAX.03-5755-2332

令和6年度 東京都予算で要望活動

都議会の自由民主党、公明党、都民ファーストの会へ

(一社)東京都産業資源循環協会は、鈴木会長、副会長らで令和6年度東京都予算に関する要望活動を都議会の各政党に対して行った。

令和5年8月29日 自由民主党、公明党
9月6日 都民ファーストの会

各政党及び都庁各局がこの要望を実現するよう、期待したい。

要 望 事 項

1 【リチウムイオン電池に関する啓発及び火災対策助成について】

リチウムイオン電池による火災、小火が減る傾向にないため、引き続き粘り強く排出事業者への啓発に関して官民連携して取り組んで頂くとともに、令和4年に要望したが実現していない火災検知や消火設備の設置に関する助成金の創設を改めてご検討いただきたい。

2 【災害廃棄物処理における処理業者への迅速な資金供給及び燃料の優先供給について】

大規模災害発生時の応急対応、災害復旧・復興において、廃棄物処理関連事業者が円滑に処理を進めるためには、廃棄物処理に要する資金を確保できることが重要である。特に資金負担力の乏しい中小規模の処理業者においては災害対応時に増大する処理費用の支払いに対応できる資金供給が必要である。

このため、区市町村が災害廃棄物処理を関連事業者へ委託する場合は、処理委託費を月毎の支払いとするよう、区市町村に対し要請されたい。

また、災害廃棄物処理に係る国補助金が交付されるまでの間、都は、区市町村に代わって処理委託費を立て替え払いする制度を設け、処理業者への資金供給を確保されたい。

さらに、災害廃棄物処理を行う車両が稼働するためには、運搬・処理に要する燃料の確保も不可欠である。このため、災害廃棄物処理を行う車両へ燃料が優先的に供給されるようなくみづくりをお願いしたい。

3 【建設汚泥、廃コンクリートの有価物該当性に係る審査について】

令和2年7月20日の環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知により、再生品（建設汚泥再生品、コンクリート再生砕石）の有価物該当性に係る審査は産業廃棄物処理事業振興財団により行われている。また、本年5月には盛土規制法が施行、同法に係る「盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方」によると「建設汚泥処理土については、自治体におけるリサイクル製品認定又は建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る認証を受けた、品質が証明され、適正な利用が可能と判断される製品を用いることが望ましい。」とあるため、今後建設汚泥改良土については、認証取得を求められることが予測される。

しかしながら現在の審査費用は大変高額で、小ロットの現場では、認証を取得するメリットが少ない。特に、建設汚泥再生品は上下水道の復旧工事に利用されることが多く小規模なため、認証取得が進んでいない。

令和2年の通知では都道府県等が審査を行えるとされていることから、東京都から排出される建設汚泥、廃コンクリートについては、有価物該当性に係る審査を東京都で行うよう検討されたい。

4 【再生骨材コンクリート (RAC) に係る東京都土木工事標準仕様書の変更について】

(現状)

東京都内で発生する解体コンクリート量と路盤材需要のギャップから、コンクリート to コンクリートの資源循環となる再生骨材コンクリート(以後、RACと記述)の普及が重要事項であることは官民で共有されている。

現在、CO2の削減策として多額の費用を費やし研究開発が進められているが、固定化材であるセメント水和物を得るためには、RACの普及は必須となる(セメント水和物は再生骨材の製造工程での副産物である)が、RACはオリンピック工事において一部利用されたものの、その後はほとんど使用されていない。

(原因)

RACが普及しない原因として、東京都内の工事にRACを供給できるJIS工場は6工場しかないにもかかわらず、東京都土木工事標準仕様書のRACはJIS工場からの出荷が要件となっていることがある。

一方、同仕様書のレディ-ミクストコンクリートは、100以上のJIS工場があるにもかかわらず、JIS工場が近くにない場合の措置として所定要件を満たすことで適用可能と明記されている。

両者を比較すると、RACの普及促進施策に具体的な仕様書が追いついていないと考えられる。

(要望)

そこで、今年度は、RACにおいてもレディーミクストコンクリート同様に、JIS工場が近くにない場合の措置の追記を提案する。具体的には、レディーミクストコンクリートのJIS工場からRACを出荷できるように仕様書の変更を提案する。環境局におかれては同仕様書の所管部署に強く働きかけをお願いしたい。なお、当該提案は、RACより品質の高いコンクリートを扱うレディーミクストコンクリートのJIS工場を活用することで、RACの品質を担保させることができると考える。

5 【脱炭素、資源循環に係る長期的な助成金について】

脱炭素及び資源循環（廃プラ関連、バイオ燃料等）に関する設備投資は事業者にとって中長期的に取り組む事業である。このため、これらに関する助成金制度は短期的なものではなく、例えば5年以上にわたり継続するものとするなど、長期的な制度とされたい。

6 【建設廃棄物ビッグデータ活用のためのプラットフォームの製作費支援について】

東京都産業資源循環協会は、建設業界と連携して、建設廃棄物の取り扱いに関するデータ（種類別の、排出量、処分先、処分方法、二次処分先、その先別の扱い量など。）を、排出現場から最終処分（再生利用を含む）まで一元的に管理できるシステム、プラットフォームを製作することとしている。これを利用すればCO2排出量のScope3での算出も可能になる。

今後、各社の基幹システムやソフト、ならびに電子マニフェストシステムとの情報連携をするためのプラットフォームの製作に向けた設計図づくりに着手していくが、令和6年度以降、その設計に基づいてプラットフォームの製作を行う予定である。

そこで、このプラットフォーム製作への協力や経費の補助をお願いしたい。

7 【労働災害防止の取組に対する財政支援について】

厚生労働省東京労働局管内（＝東京都内）の産業廃棄物処理業者の労働災害事故件数（休業4日以上死傷者数）は、ここ数年、都道府県別でワースト1位～3位と、極めて多い。労働環境を改善し、人材の確保定着を進める必要が

あるが、中小企業が多く、排出事業者との処理料金の改定交渉も難しく、労働環境の改善につなげていくようにはならない状況にある。

このため、

- 東京都産業資源循環協会が、会員企業が行う会員向けの労働災害防止事業（労働災害の防止用教材としての動画やアニメの作成・配布等）に対し、協会及び会員企業への財政支援をお願いしたい。
- 国は令和5年度から建設重機の安全装置等の購入に対し「高度安全機械等導入支援補助金」を交付しているが、同補助金の交付対象は「建設業許可を取得している」中小企業に限られ、同種の建設重機を使用する産業廃棄物処理業許可業者は対象となっていない。労災事故が引き続き多発している産業廃棄物処理業許可業者においても同種の建設重機を使用していることから、産業廃棄物処理業許可業者に対しても同様の補助制度を設けていただきたい。

——— (一社)東京都産業資源循環協会からのお知らせ ———

インボイスの登録番号について

令和5年10月1日から、適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されます。これに伴い、当協会では、適格請求書発行事業者として登録番号を取得いたしましたのでお知らせいたします。

当協会の適格請求書発行事業者登録番号

T 7 0 1 0 0 0 5 0 0 8 5 0 2

※当協会の入会金と正会員会費及び賛助会員会費は消費税不課税扱いです。ご注意くださいませ。

※上記の登録番号は、国税庁HP「適格請求書発行事業者サイト」でもご確認いただけます。

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

収集運搬委員会

「安全運転習慣研修」
～収集運搬委員会主催 企業の交通リスクセミナー～

収集運搬委員会（加藤宣行 委員長）が主催した安全運転・安全習慣実務者研修会は、実務担当者・ドライバー向けに交通安全を一層高めるために、令和5年7月28日(金)にエッサム神田ホール2号館（千代田区内神田）にて開催された。

賛助会員の東京海上日動火災保険(株)及び東京海上ディーアール(株)に共催いただいた。



第一部 研修の様子

■ 第一部：安全運転習慣研修

労働災害の現実

講師として東京海上ディーアール(株)の田村雅道氏が登壇した。田村氏は前職の航空自衛隊で研修担当をしており、労働災害が一般職の3倍強であったという衝撃的な事実から話を始めた。

事故防止モデル

田村氏は事故防止モデルを提案した。これには以下の要素が含まれている。

- ①基礎的な運転モラル・法令遵守
- ②基礎的な運転技能
- ③確実な安全確認
- ④積極的な危険予知

不十分な安全運転の定義

田村氏は、不十分な安全確認が事故の主な原因であると強調した。安全確認を怠ると、確認してからの操作が遅れることを指摘した。

安全習慣の重要性

安全習慣とは、安全運転のための実践事項を、一連の行動手順としたものをいう。これは交通事故対策としてとても有効だと田村氏は強調した。体にしみ込んだ経験を過信せず、目視で確かめること、リスクポイントを押さえて行動することが重要である。

事故防止の具体的対策

駐車場・構内での安全習慣： バック時の安全習慣、構内への進入時や出発時の事故防止方法が紹介された。

一般道の安全習慣： 追突など直進時の事故が最も多いため、急加速しない、十分な車間距離をとる、定期的に周囲を確認することが大事とされた。

交差点での安全習慣： 交差点での安全な運転技術と注意点として、早めの減速、アクセルオフでの通過、「かもしれない」の確認などが詳細に説明された。

■ 第二部：グループワーク

4人程度のグループに分かれ、自己紹介のあと安全運転の具体的な取り組みを話し合った。

参加者は以下の点について共有した。
安全運転・作業する上であなた自身が気をつけていることは？： 753バック(時速7kmで5秒ごとにバックミラーと両サイドミラーの3点を確認する)という安全運転が紹介された。

御社で行っている安全習慣とは？： 乗務前後の点呼、アルコールチェックなどが挙げられた。

安全風土を継続するために会社に必要なものとは？： 安全風土の構築に向けて、連絡の取り合いや笑顔での送り出しなどが必要との意見が多く出た。

■ 総括

この研修会は業界における基本的な安全運転と安全習慣の重要性を再認識させるものであった。具体的な事例と現場の声が交えられた講義は、参加者にとって有意義なものとなったと言える。



第二部 グループワークの様子



東京海上日動火災保険の関口氏(左)と講師の田村氏(右)



開会挨拶の加藤委員長(左)と閉会挨拶の吉野委員(右)

教習所で学ぶ基礎的な内容の再確認だけでなく、長年の経験からくる癖の見直しも可能となったこの研修会は、産業廃棄物処理業界全体の交通安全向上に向けた重要なステップとなった。

「安全運転・安全作業は一日にしてならず」との言葉通り、小さな気づきと継続的な努力が、大きな安全文化の構築へと繋がることを強く感じさせる講習会であった。最終的には、参加者一人ひとりが模範となり、社内風土を変え、業界全体の安全レベルの向上に貢献していくことが期待される。

(日本サニティション(株) 植田 健 記)

中間処理委員会〈焼却分科会〉

JFE エンジニアリング(株)の
グローバルリモートセンターと5G 実証プラントを視察

中間処理委員会 焼却分科会（三田和広 座長）は、令和5年7月25日(火)に、横浜市にある JFE エンジニアリング(株) 鶴見事業所（横浜本社）内のグローバルリモートセンターと5G 実証プラントを視察した。当日の参加者は事務局を含め、9名であった。 協会事務局

1 グローバルリモートセンター GRC

GRC とは、様々なプラントの監視・操業支援をトータルに担う、次世代の遠隔監視拠点である。国内外プラントの遠隔操業・保守の統括拠点として、先進の AI を使ってビッグデータソリューションを提供し、各プラントでの実績をオンライン化してタイムリーな需給運用を可能にし、かつ万全なセキュリティ対策を講じている。

オペレータ室には、JFE が管理する国内外の再生可能エネルギー発電（廃棄物発電ほか）施設での焼却炉や排ガス処理設備等の運転状況を把握できる映像や燃焼温度等の測定データが表示されており、現在は8施設を3人24時間体制で管理している。完全自動運転も可能になる。ごみ投入スピードを変更させることで燃焼温度を安定化させている。異常の検知予測も可能であり、異常発生時には、オペレータ室と現場とで対応が可能。

Q 我々処理業者のプラントの遠隔管理支援も可能か？

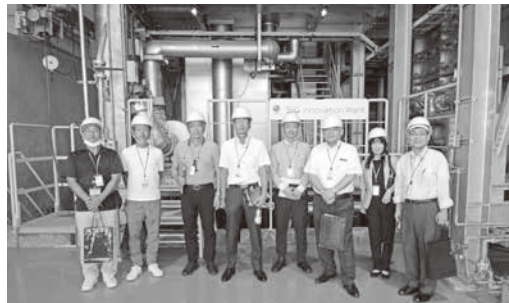
A 現場との取り決めが必要なため、現在は JFE のプラントのみの管理である。

2 5G 実証プラント

鶴見事業所内の一角に設けた、焼却炉をモデルにしたプラントを配置した室内で、5G 通信機能を張り巡らせて、人が立



JFE エンジニアリング横浜本社前

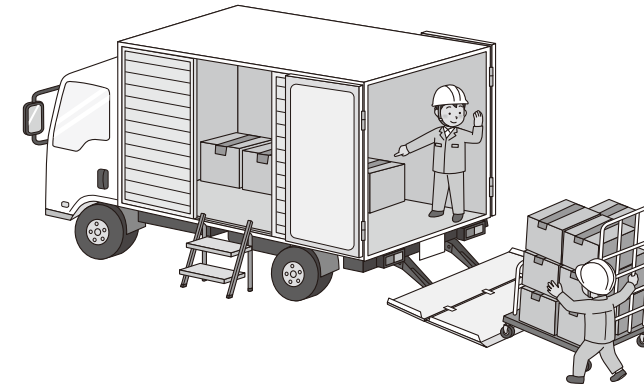


5G 実証プラント

ち寄れない高所等を含めた場所での、4足自動走行ロボットやドローン、あるいは映像や検知装置による、安全監視や運転管理の実行可能性について、外部の先端技術者を交えて、協創の場として合同検証をしている。

Q 4足自動走行ロボットの背中にドローンを乗せてプラント内を移動させれば、もっと効率化できるのではないかと？

A そのアイデアについてはちょうど2週間前に当方でも出て、これから始めるところである。

トラックでの荷役作業時における
安全対策が強化されます。

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

改正のあらまし

- 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます
これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。
- 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- 3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

第3次労働災害防止計画の安全衛生啓発ポスター（令和5年度）

令和5年度から5年間の期間とする「第3次労働災害防止計画」がスタートいたしました。この計画に基づく上半期（令和5～7年度）の東京都産業資源循環協会の労災防止計画は機関誌第396号（9月1日発行号）に掲載されております。皆さままで願います。

労働災害を無くすためには、まずは経営トップの強い気持ちが必要です。経営者自らが所信表明を行いましょ。 「経営者の意識改革」を推進するための安全衛生啓発ポスターのデータが全国産業資源循環連合会より提供がありましたので、ここに掲載いたします。

このポスターの標語は同連合会が第3次労働災害防止計画の重点項目である「経営者の意識改革」をテーマに募集を行ない、安全衛生委員長賞を受賞した作品です。



全国産業資源循環連合会からのお知らせ

第19回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」開催概要

第19回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」開催概要

1 開催趣旨

本大会を通じ、行政、排出事業者等の関係者に産業廃棄物処理業に対する理解を深めていただくなど、産業廃棄物の適正処理や資源循環の取り組みの促進を目的に開催する。また、本大会において環境大臣表彰（産業廃棄物関係功労）の授賞式を併催し、受賞者の長年にわたる功績を讃えるための場を設ける。

2 開催次第等

- (1) 日 時 令和5年11月10日（金）15時00分～17時00分
 (2) 場 所 グランドニッコー東京 台場 パレロワイヤル
 所在地 〒135-8701 東京都港区台場2-6-1
 電話 03-5500-6711
 (3) 参加者 処理業者、排出事業者、行政、一般市民等 約500名
 (4) 開催次第、行事内容
 15時00分～15時20分 開会式 開会挨拶・祝辞
 15時20分～15時50分 環境大臣表彰授賞式典
 16時00分～17時00分 講演
 テーマ：「産業廃棄物行政の現状と今後の展開について」（仮）
 講師：環境省（ご依頼中）
 17時00分 閉会
 (5) 交流会
 17時30分～19時30分 立食
 ※ 有料にて開催いたします。（金額：検討中）

- 3 主催者 （公社）全国産業資源循環連合会（幹事団体）
 （公財）日本産業廃棄物処理振興センター
 （公財）産業廃棄物処理事業振興財団

- 4 後援団体（申請予定） 環境省 東京都 八王子市

5 協賛団体（申請予定）

（一社）日本経済団体連合会 日本商工会議所 東京商工会議所
 東京都商工会議所連合会 東京都商工会連合会 全国中小企業団体中央会
 東京都中小企業団体中央会 （公社）全国都市清掃会議
 （公財）廃棄物・3R研究財団 （一社）持続可能社会推進コンサルタント協会
 （一社）日本環境衛生施設工業会 （公財）日本環境整備教育センター
 （一財）日本環境衛生センター （一社）日本産業機械工業会
 （一社）プラスチック循環利用協会 （一社）日本鉄リサイクル工業会
 （公財）日本容器包装リサイクル協会 （公財）自動車リサイクル促進センター
 建設副産物リサイクル広報推進会議 （一社）廃棄物資源循環学会
 （一社）日本環境アセスメント協会 3R活動推進フォーラム
 （株）環境新聞社 （株）環境産業新聞社 日報ビジネス（株）

（以上順不同）

6 協力団体

（一社）東京都産業資源循環協会 （一社）茨城県産業資源循環協会
 （公社）栃木県産業資源循環協会 （公社）群馬県環境資源創生協会
 （一社）埼玉県環境産業振興協会 （一社）千葉県産業資源循環協会
 （公社）神奈川県産業資源循環協会 （一社）山梨県産業資源循環協会



SDGsと言われても一体なにをしたらいいのだという声を聞く。広報委員会では、毎月、目標を一つずつ取り上げ意見交換している。17回連載の今回は11回目である。



目標 11 持続可能な都市

- 開発途上国での持続可能な都市づくりのため、途上国から訪れる技術者や行政担当で構成される廃棄物処理調査視察団を受け入れてくれる企業があるとありがたい。自治体が開発途上国向けの支援事業を行っているので、我々業者も、途上国支援事業に参加してみたい。
- 水害防止のための外郭環状放水路や調整池の整備に伴い、それが使用された後に施設から出るごみの片づけで、我々業者は貢献している。その片づけから見えてくるものは、ごみのポイ捨てが多いこと。これを放置すると海洋でのマイクロプラスチック汚染、食物連鎖を通じた人間の健康被害につながるようになる。ごみのポイ捨てはしない！
- ごみは資源に転換できることがすべての者に共有されれば、ポイ捨てせず、大切に扱うようになる。我々産業廃棄物処理業者は、リサイクル率を高めて、生産系の産業界に資源を供給する役割を果たしていこう。
- 事業場内に透水性舗装や雨水貯留設備を設けて、水害やヒートアイランド現象を防ごう。排水の平準化が図られれば、下水処理場への負荷が減り、公共水域の水質保全にも役立つ。
- 都市のなかの緑のオアシスを再開発と称して破壊しないほしい。
- 大都市への一極集中の是正が求められる。首都機能の移転促進が必要である。人口が多い地域は海に面したところが多い。スーパー堤防を作るには時間がかかりすぎるし、地球温暖化で海面上昇が進むと、海の近くに住み続けられなくなるのでは。
- テレワークを使った地方在住者の雇用も考えられる。ワーケーションで地方に一定期間滞在することもあり。コロナ禍が収束しても、これらのワーク・ライフ・スタイルを維持できるようにしていこう。

- 在宅勤務が続けられれば、子育て世代だけではなく、高齢者の介護世代でも、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるし、公共交通機関の混雑解消になり、運行ダイヤを過大化せずに済ませることもできる。
- 都市部で生じた食品残さを堆肥化・肥料化して農地に還元し、地域経済循環を形作ろう。
- 都市内部での過疎化も問題。人口が極端に少ない地区がごみの収集区域から除外されると、その地域では自分で処理業者に委託しなければならなくなる。これは公平？
- ガスは廃棄物処理法の対象外ではあるが、VOC（揮発性有機化合物）やフロンガスは、廃棄物処理と併せて排出されることがある。都市部では特に発生量が多い。資源循環のベネフィットや、未来世代への影響、あるいは処理施設の近隣住民のリスク低減も考えて、我々処理業者としても、これらの発生源の現場管理を徹底して行っていこう。

【包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する】

<input type="checkbox"/>	11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
<input type="checkbox"/>	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
<input type="checkbox"/>	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
<input type="checkbox"/>	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
<input type="checkbox"/>	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
<input type="checkbox"/>	11.6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
<input type="checkbox"/>	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
<input type="checkbox"/>	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
<input type="checkbox"/>	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
<input type="checkbox"/>	11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

BCP勉強会

医療廃棄物委員会（五十嵐和代 委員長）では、令和5年8月3日(木) 13時より協会会議室において、BCP（事業継続計画）の勉強会を開催しました。

五十嵐委員長の挨拶の後、勉強会がスタートしました。

講師は、賛助会員の東京海上日動火災保険株式会社 本店営業第三部 鉄道運輸室 吉野氏、鶴川氏に務めていただきました。

「BCPとは?」、「東京都を取り巻く地震リスク」、「地震による東京都の被害想定」、「机上地震災害シミュレーション」の順番で進みました。

「BCPとは?」では、BCPを作成しておくことにより、緊急時の対応に大きな差が生じることを確認し重要性を認識しました。地震だけではなく、火災、風水

被害、重篤な感染症の拡大などもリスクとなることから、それに応じたBCPの必要性を確認しました。

「東京都を取り巻く地震リスク」、「地震による東京都の被害想定」では、巨大地震が起こった場合の被害の大きさにあらためて驚きました。

「机上地震災害シミュレーション」は、委員会メンバーを2チームに分け、グループワークを交えながら、ある製造工場における災害発生後の時間経過で起こるであろうことを想定して、それぞれのチームで行動、対処を考え発表しながら進みました。

グループワークを行うことにより、より現実味のあるBCPを策定していこうと思いました。

(株)クレハ環境 麻生 典保 記)



講師の鶴川氏（左）と吉野氏

グループワークの様子

いまさら聞けないサーキュラーエコノミーとLCAの基礎

女性部（野村幸江 部長）は、令和5年7月20日(木) 15時より、協会会議室において勉強会を開催しました。

今回の講師である女性部幹事の東港金属(株) 山下田鶴さんに「いまさら聞けないシリーズ」第二弾として

CE = Circular Economy
サーキュラーエコノミー

LCA = Life Cycle Assessment
ライフサイクルアセスメント

の2つのキーワードの基礎について教えて頂きました。参加者はオンラインとあわせて16名でした。

CEとは、すべて物を資源に戻していく循環経済の構造の事で

- ・ あらかじめ人間の健康や地球環境に悪影響があるものを廃棄、排出しない設計、デザイン（仕組み）を行う
 - ・ 製品や素材、原材料を使い続ける、作り続ける
 - ・ 自然のシステムを再生する
- などの3つの定義がある。

CEを実現する10のテクノロジーがあげられるが、我々の業界でプレッシャーのかかるところは

- ・ 高度なリサイクルテクノロジー
 - ・ ライフマテリアルサイエンステクノロジー
- の2つで、廃棄物として扱われていた生産物を新たな資源として利用可能にしていく、私たちに求められることは燃やすもの、埋めるものをいかに0にするか、すべての物を循環させることにある。

2000年に日本が3Rの推進活動をしている時、英国では今日本が取り組んでいることを既に始めている。日本は先進国だが、これを見る限り日本はだいぶ遅れていると感じました。

LCAとは、資源消費量及び環境への排出物の量を計算する方法で全ての工程での環境負荷を定量的に評価する手法。

今後、上場企業のお客様からLCAの数字を出して欲しい、御社のCO₂の排出量を出して下さい、との問い合わせが増えていくので、LCAの取り組みは必須とのこと。

スコープ1 自社で排出しているCO₂の量
スコープ2 他社から供給された間接的な排出

スコープ3 スコープ1,2以外の間接排出量全て。廃棄に関するCO₂の排出はここに入ります。

今やるべきは、お客様のスコープ3にあたる、我々のスコープ1、2。我々は燃料、距離、電気の使用量の数字を一元管理する、収集運搬業者は事業者ごとにデータ化しておくことが重要。

上場企業のお客様が全くいない会社でも、何らかの形で携わってくると思うので今からしっかり、準備をしておくことよいとの事でした。山下さん貴重なお話ありがとうございました。

(リサイディアコーポレーション(株) 小野寺 記)



新 入 会 員 紹 介

大成ロテック 株式会社

代表取締役 **金馬 弘明**

東京都知事 産業廃棄物処分量 中間処理

破碎 [汚泥(不養生コンクリートに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類]

〒160-6112 東京都新宿区西新宿8-17-1
住友不動産新宿グランドタワー12階
☎03(5925)9431

株式会社 西日本アチューマツクリーン

代表取締役 **藏本 悟**

【主な許可内容】

岡山市 産業廃棄物処分量 中間処理

焼却 [汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)(自動車等破砕物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)(水銀含有ばいじん等を除く。)]

※他各種許可取得

岡山市 特別管理産業廃棄物処分量 中間処理

焼却 [燃焼しやすい廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物]
※他各種許可取得

岡山市 産業廃棄物処分量 最終処分(埋立)

管理型 [燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの(ばいじんを固化処理したものに限る。)(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を含む。)]

岡山市 特別管理産業廃棄物処分量 最終処分(埋立)

管理型 [廃石綿等]

〒703-8245 岡山県岡山市中区藤原50-1
☎086(272)8042

新 入 会 員 紹 介

A I G損害保険 株式会社

東京第一プロチャネル営業部 部長 **丹 直弘**

賛助会員 業種グループ:保険業

〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
☎03(6894)9100

株式会社 テクノリンクス

代表取締役 **大木 英史**

賛助会員 業種グループ:機械・機材の製造、販売業
総合リサイクルプラントメーカー

〒254-0073 神奈川県平塚市西八幡4-7-12
☎0463(63)4281

理 事 会 ・ 委 員 会 報 告

医療廃棄物委員会 (五十嵐 委員長)

開催日時: 8月3日(木) 16時～ 場所: 協会会議室 出席委員: 9名
議題及び内容

- 排出事業者(医療機関)向けリーフレットについて以下の通り報告された。
 - 排出事業者(医療機関)向けに感染性廃棄物収納容器への危険物混入防止と8割程度の収納を周知するためのリーフレットが完成した。
 - リーフレットには東京都環境局と東京都医師会の了承を得て、両方の名義が掲載されている。
 - 東京都環境局のホームページに掲載された。
 - 東京都医師会の理事会で承認され、地区医師会へ周知していただく事が決まった。
 - 当協会ホームページのダウンロードコーナーに掲載した。
 - 当協会会員の感染性許可取得企業に6月に周知した。
- 11月開催予定の研修会について、どのような内容にするか検討した。詳細は次回の委員会で決めることとした。

次回開催日: 8月25日(金) 15時～

株式会社 Azoop

令和 5 年 3 月 31 日入会



はたらくクルマでも、ネットで売ろう。

車両のご売却お任せください！
弊社の査定情報をもとに、全国の入札業者様(400社)より集まる最高入札金額をお見積りとしてご提示します。

車両を売りたい



- ✓ 年会費/利用料なし
- ✓ 既存の買取業者様との相見積可能
- ✓ 陸送/売切りの必要なし
- ✓ 全車両引取前入金
- ✓ 看板消しの証拠を送付
- ✓ 増減車も代行



フォークリフト
OK



故障車/事故車
OK



中古車両の調達お任せください！
購入条件に適した車両を調達専任がお探しします。



箱車から特殊車両まで幅広く！
商用車に特化した
新古/中古車ネットマーケット



好きなクルマ、好きな会社で働こう。
ドライバー採用にご活用ください！
掛け捨てなしの登録で求職者様をご紹介します。



掲載/面接に必要なコストなし。
会員のドライバー求職者様は
57%が40代以下！



運送の管理業務をクラウドにする。
トラックズマネージャー
運送管理業務の効率化お任せください！
車両に紐づく情報をクラウド化し、共有性の高い一元管理&データの二次活用を可能にします。



車両

- 修理履歴
- 燃料費
- 車両台帳
- リース情報
- 保険契約
- 事故記録



ドライバー

- 免許証情報
- 運転者台帳
- 勤怠情報
- 健康/適正診断記録



運行

- 案件情報
- 配車計画
- 運転日報
- 庸車支払い
- 請求書発行

<お問い合わせ>
株式会社Azoop(アズープ)車両担当
平日9:00~18:00


TEL : 03-5787-6802
FAX : 03-5787-6803



レガシーを、スマートに。

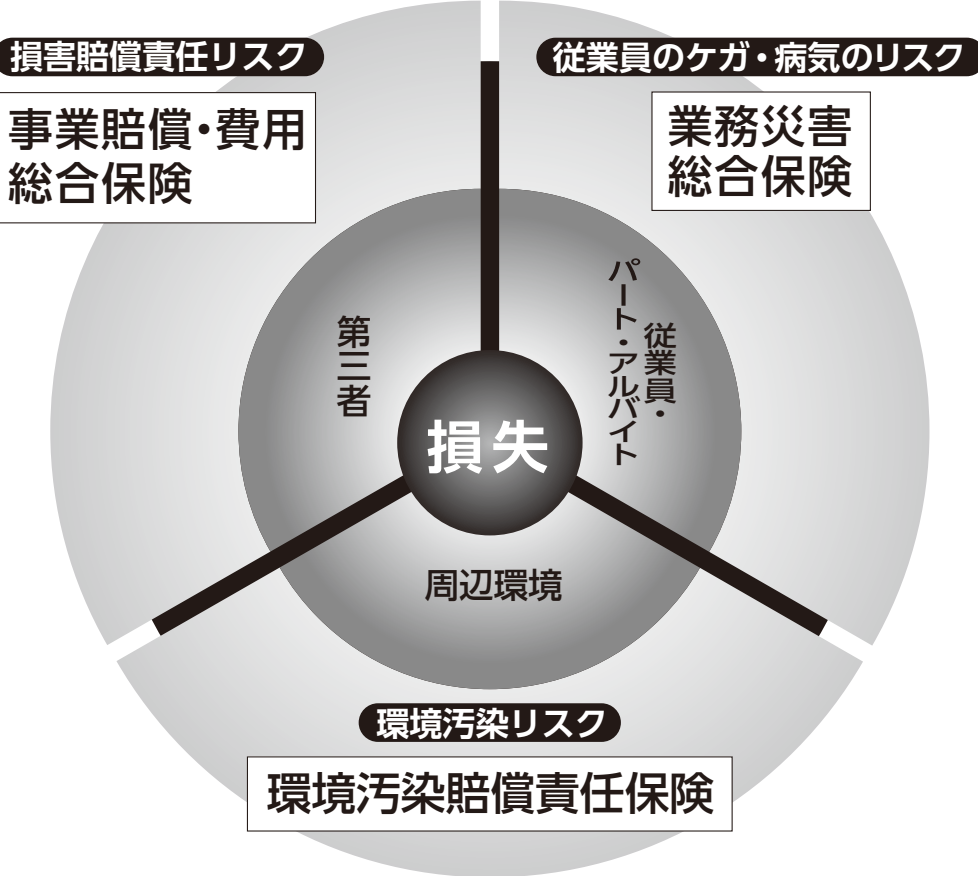
AIG 損害保険 株式会社

令和 5 年 7 月 27 日入会




AIG 損保

**AIG 損保は会員の皆様を
さまざまなリスクから守ります**



AIG 損害保険株式会社
東京第一プロチャネル営業部

〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14F
TEL.03-6864-7041
午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



株式会社 テクノリンクス

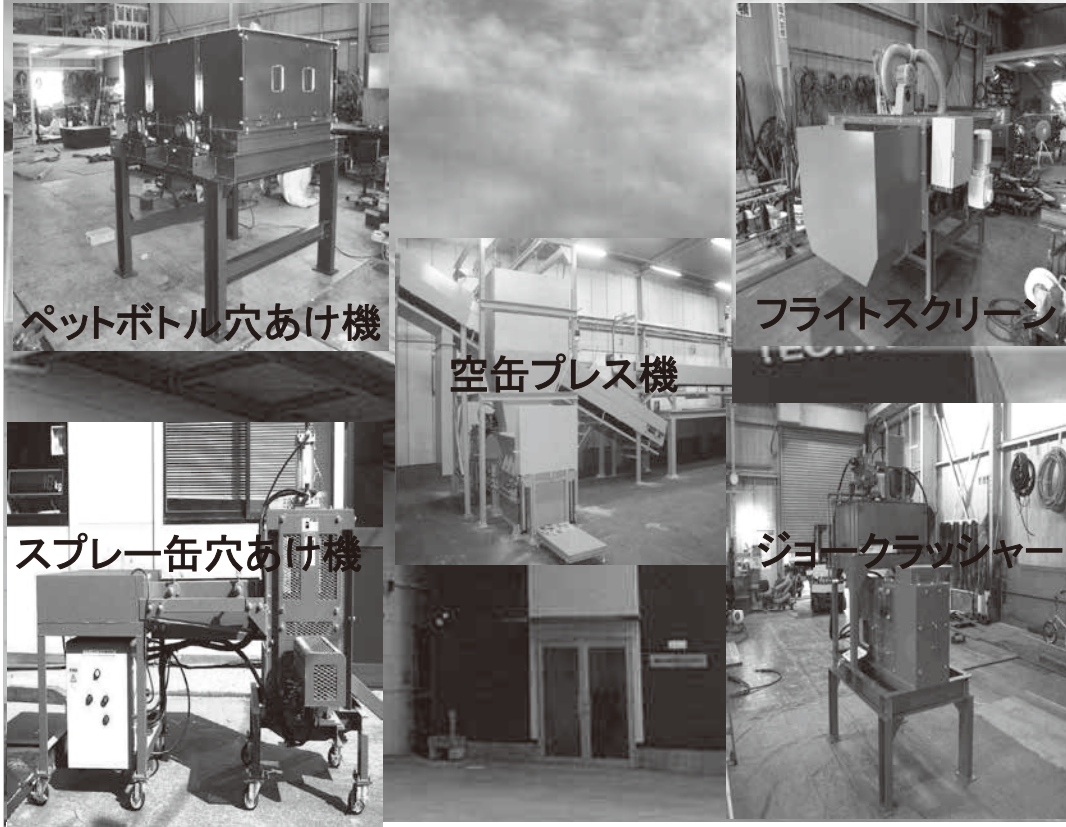
令和5年7月31日入会

TECHNO
株式会社テクノリンクス

【株式会社テクノリンクス】

弊社は、市民の皆さまや企業様から回収された
ビン・缶・ペットボトルやプラスチック等の
資源物を選別し、圧縮、搬送するリサイクル機械を設計・製作しております。

長く使用して頂けるように壊れにくく頑丈な製品をご提供させて頂いております。



ペットボトル穴あけ機

フライトスクリーン

空缶プレス機

スプレー缶穴あけ機

ジョークラッシャー

株式会社テクノリンクス
〒254-0073 神奈川県平塚市西八幡4丁目7-12
TEL0463-63-4281 FAX0463-63-4290 (営業部までご連絡ください)

TAKUMA
GROUP



株式会社
京葉興業

URL <https://www.keiyokogyo.co.jp>



快適な環境づくりと
自然との共生をめざして



適正処理と高度資源循環のため
システムソリューションを推進します

< 京葉興業グループ >

実績と信頼のもと
多様なニーズにお応えします

株式会社 京葉興業	〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町1丁目2番6号	Tel03-3678-0111 Fax03-3670-9140
三和清運 株式会社	〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町3丁目2番6号	Tel03-3679-8555 Fax03-3679-3855
株式会社 ビー・アル・クリエイト	〒289-0511 千葉県旭市錦木3-4-8 4番地1	Tel0479-68-4808 Fax0479-68-4809



身近な ヒヤリ・ハット事例 Part171

協会の主な今後の日程

(令和5年9月13日現在)

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善事項
1	高速道路にて	走行中に	前方の車がウインカーをつけずに進路変更してきた。	車間を広く取り、急な割り込みがある可能性を想定しながら走行する。
2	信号のない交差点で	交差点に進入しようとした際	自転車が猛スピードで飛び出してきた。	見通しの悪い交差点では徐行を行い、左右の安全を確認してから走行する。
3	廃棄物の集積所(一般道)にて	回収作業後、発進しようとした際に	死角から速度の速い自転車が車両を追い抜いて行った。	発進時には、周囲の安全を目視にて行い、急な発進を行わない。
4	中間処理施設内で	廃棄物の荷下ろし中に	現場作業中の者に荷下ろししている廃棄物がぶつかりそうになった。	周囲の安全を確認し、声を掛け合いながら荷下ろしを実施する。
5	中間処理施設内で	かご台車の中の廃棄物を取り出すために台車内に入った際	台車に穴が開いており、転倒しそうになった。	台車の中に入った作業を行わない。備品の日常点検および適切な修理を徹底する。
6	中間処理施設内で	構内の移動中に	金属片を踏み、足(靴底)に刺さった。	作業中、および作業後の清掃を怠らない。適切な安全靴を着用する。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せください。



表紙の言葉

●今月の写真：[コミュニティバス] 文京区コミュニティバス「Bーぐる」(文京区)

文京区コミュニティバス「Bーぐる(読み:ビーグル)」は、「千駄木・駒込ルート」「目白台・小日向ルート」「本郷・湯島ルート」の3路線が運行しており、年中無休、20分間隔で文京区内を巡っています。「Bーぐる」のBは、文京(Bunkyo)のB、文京区をぐるっとめぐるコミュニティバスの意味が込められ、その愛称をもとにビーグル犬のイメージキャラクター「びい」と「るう」が誕生しました。3路線それぞれに違うデザインの車体が走っています。

●参照：<https://www.city.bunkyo.lg.jp/tetsuzuki/bus/b-guru.html>

●撮影者：塩沢 美樹(機関誌編集担当)

月	日	曜日	行事予定	備考
10	2	月	収集運搬委員会 15:00~ 令和5年度東京都功労者表彰式 10:20~12:00	協会会議室 都庁第一本庁舎5階大会議場
	4	水	東京労働局との合同安全衛生パトロール	会員企業
	10	火	三役会議 / 常任理事会 / 第85回理事会	協会会議室
	11	水	広報委員会 10:00~	協会会議室
			全産連 ; 理事会	Web開催
			人材確保プロジェクト 15:00~	Web会議
	12	木	全産連青年部協議会関東ブロック 14:00~17:00	協会会議室
	13	金	国内処理施設見学研修会 (13~14日)	見学先: (株)ショーモン(埼玉県)
	14	土		
	17	火	関東地域協議会 建設廃棄物対策委員会及び実務担当者会議(廃棄物処理料金調査)	外部会議室(中央区)
	19	木	女性部 幹事会 / 勉強会	協会会議室
	20	金	青年部 30周年記念式典	浅草ビューホテル(台東区)
	26	木	建設廃棄物委員会 四団体施設見学会(㈱レゾナック(神奈川県川崎市)・意見交換会)	エッサム神田ホール2号館(千代田区)
	27	金	人材確保プロジェクト 研修会	東京都内
11	1	水	関東地域協議会 事務担当者会議予定(1~2日)	千葉県内
	2	木	全産連青年部協議会関東ブロック 14:00~17:00	協会会議室
	7	火	中間処理委員会 施設見学会	神奈川県内
	8	水	広報委員会 10:00~	協会会議室
			新入会員との懇談会 13:30~	協会会議室
			総務委員会 15:00~	協会会議室
	10	金	第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会 15:00~19:30	グランドニッコー東京台場(港区)
	14	火	安全衛生推進委員会 15:00~	協会会議室
	16	木	女性部 幹事会	協会会議室
			第71回関東地域協議会	瀬谷フライトホテル東京ベイ(千葉県)
22	水	青年部 幹事会	協会会議室	

追悼

白井徹さん、ありがとう



白井徹さんと、お別れ会に集まった青年部関係の仲間たち

私は、いま、何をしているのだろうか？
白井徹さんの追悼文？

えっ 何の事？ 信じたくない……

そんな思いが正直な気持ちです。

但し、誰かがこの記事を書くとしたら、私しかいないと思い筆を取りました。

2023年6月23日19時半頃。

徹「加藤さん、収集運搬委員会お疲れ様でした！いやー、本当にいい企画でしたよ。やっぱり、加藤さんの委員会がいいですねー！今後も、加藤さんが協会のリーダーになって引っ張って行ってくださいね。応援します。」

私「こちらこそ今日もありがとうございました。徹さんのお陰で、みんな良い仕事してくれていますよ。僕らの業界も様変わりして、これからが楽しみです！今後とも宜しくお願いします。」

徹「じゃ、加藤さんまた。」

私「お疲れ様でした！」

いつもと同じ様に神田で別れ、それぞれ帰路に向かいました。これが、彼との最後になるとは夢にも思わず。

彼との出会いは、平成6年です。お互いまだ20代で、本当に元気な頃でした。当時の協会は、青年部を作る前で、故長谷川信也 経営改善委員会委員長（株）東亜オイル興業所社長、当時）のもと、故碩孝光さん（同社）らと、協会活動を共にしておりました。そして青年部が設立され、初代部長に森 将さん（株）ハチオウ）が就任し、役員には碩さんを筆頭に徹さん、私も加わり、これからの青年部を全国に広げようといつも共に語り合っていました。

白井さんといえば根っからのアイデアマンで、いつも斬新な企画を打ち出し、他の協会の注目の的でした。これまで彼が立案した青年部事業は数多く、東京都とのイベントや、世界的に有名な Earth Day への協賛など最先端の情報を取り入れての企画は彼の得意とするところでした。中でも当協会の PR と業界のイメージアップにと始めた東京ベイ・クリーンアップ大作戦（お台場海浜清掃）への参加は、青年部の家族をも巻き込んで参加者が100名を超える素晴らしい企画でした。今思えば、彼は常に協会会員やその家族のことまで気遣う優しい人でした。

また、個人的な話ですが、私の家族が他界した後には、私の娘にも気を遣っていただき、彼の奥様と一緒に励ましてくれました。その節は本当にありがとうございました。

徹さんは、いつもみんなを楽しませる存在だったので、彼がいなくなってしまういま、誰もが深い悲しみの中にいると思います。（こうして書いている時も、胸が熱くなります。）

お別れ会には、全国から多くの方が参列されました。式場には彼の写真が所狭しと飾られ、また海外からもビデオレターが流れていました。皆口々に彼との突然の別れに驚きと悲しみ、痛恨の極みを述べていました。

私は、彼がこんなにも沢山の人から慕われていたのを見て、改めて彼が築いてきた人脈の広さと、そして何と言っても人柄の良さを再認識させられました。

会が始まり、お兄様の白井護さんが、彼のこれまでの白井グループに関する功績を述べるとともに、このお別れ会そのものが彼の作品であると仰っていました。続いて奥様が「主人はいつも業界や仲間の事を気遣っていました」と述べられたことがとても印象的でした。社員の皆さまも、この会に対する思いがとても強く、来場した方一人ひとりに心からの感謝の気持ちを表されていました。

式典を通じて彼が好きだった音楽が流れ、また、彼と縁ある方々の生歌や演奏が披露されました。私はこれまで生きて来た中で、こんなにも心温まるお別れ会に出席したことはありません。終始、彼に相応しい会でした。

正直なところ、私は彼がいなくなったことをどうしても信じたくなくて、彼のお別れ会に出席すべきか直前まで悩んでいました。この事実を認めたくなかったんです。

でも、出席させて頂き、少し気持ちが落ち着きました。それは、彼が本当に多くの人から愛されていたのがわかったからです。また、残された奥様や娘さん、社員の方々を見てこれからの事を考えるきっかけとなりました。

徹さん！寂しいです。もっと話がしたかったです。もっと、一緒にいたかったです。今後は私の面倒を見るって言ってたじゃないですか！一緒に協会盛り上げるって言ってたじゃないですか！

みんな、まだまだあなたを必要としています！

最後に、徹さん、これまで本当にお世話になりました。そしてあなたが残してくれた数々のことに感謝致します。

ありがとうございました。

今、私に出来る事は、あなたとの約束を果たすことだと思っております。

それは、あなたが目指した形に業界を早く開花させ、業界みんなが幸せになる日をつくることです。その日までは、あと少しだけ頑張ってみますので、どうか見守っててください。

最高の友よ、さようなら。

あらためまして、白井徹さんのご冥福を心よりお祈り致します。

一般社団法人東京都産業資源循環協会
副会長 加藤 宣行

■ 白井徹氏の協会、青年部略歴

- 1995年6月 青年部 幹事に就任
- 2000年5月 (社) 東京産業廃棄物協会 理事に就任
- 2002年4月 青年部 副部長に就任
- 2004年4月 青年部 部長に就任
～2008年6月
- 2018年5月 (一社) 東京都産業廃棄物協会 常任理事に就任



社会保険労務士
今井正美

自動車運転業務の「2024年問題」への対応について

※36協定の特別条項は、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合に締結。適用するには、「健康福祉確保措置」の実施と特別条項を発動する際の手続きとして、「労働者の過半数を代表する者への事前通知」に注意が必要。

(参考)「36協定の手続きを怠り、特別条項付き36協定が無効となった事例」

滋賀・彦根労働基準監督署は、労働者4人に36協定の限度時間を超えて月100時間以上の時間外労働をさせたとして、電子部品の製造請負業を営む(株)S社(滋賀県長浜市)と同社営業所長を労働基準法第32条(労働時間)と第36条(時間外、休日労働)違反の疑いで大津地検に書類送検した。同社は特別条項付の36協定を締結していたが、協定上の「限度時間を超えて労働させる場合における手続」として定めた「労働者代表者に対する事前通知」を怠っていたため、月99時間までの時間外労働と休日労働を可能とする特別条項は無効の状態だった。同社は令和4年6月に、労働者4人に対して月100時間以上の違法な時間外労働を行わせた疑い。過去にも同様の違反がみられたが、監督指導では改善がみられず、送検に至った。(2023.6.22 労働新聞ニュースより抜粋)

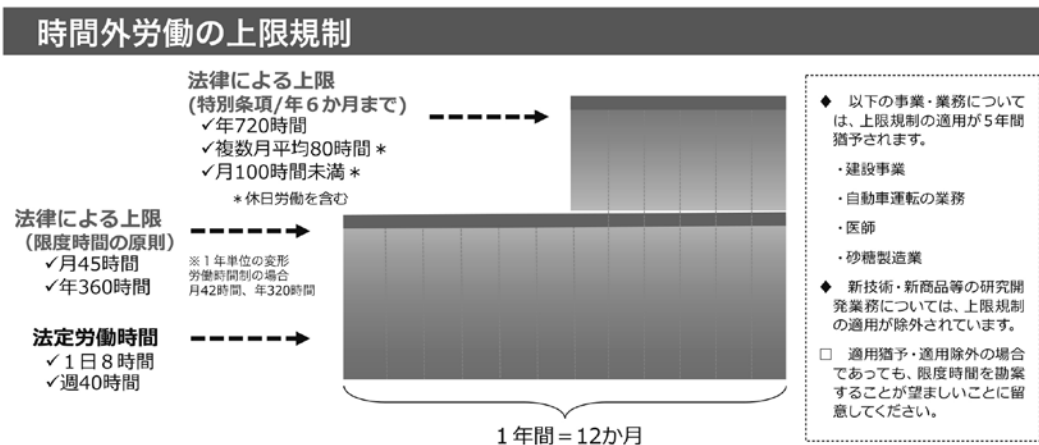
Q 2024年4月から、自動車運転の業務にも時間外労働の上限規制が始まると聞いています。この上限規制が我々廃棄物の収集運搬業務にどのように影響してくるのか、その内容と具体的な対応などについて教えてください。

A1 自動車運転業務の時間外労働上限規制の内容について

1 労働基準法(以下「労基法」という。)の時間外労働上限規制への対応

(1) 時間外労働上限規制(2019年4月1日施行)の内容 [000468285.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

【厚生労働省:「36協定の適正な締結」より抜粋(図1)】



◆自動車運転の業務は、上限規制の適用が5年間猶予されている。(図1右欄内記載)

- ・ 現行の自動車運転業務の36協定届様式は「様式第9号の4」(猶予業種用)を使用
- ・ 適用猶予事業・業務以外の36協定届様式は「様式第9号」(一般条項)、「様式第9号の2」(特別条項)を使用するが、猶予業種であっても当該様式での届出は可能

(2) 自動車運転業務への時間外労働上限規制の適用

① いつから適用されるのか?

2024年4月1日以降の36協定期間の起算日から適用

- ・ 届出済の36協定届は、届出している36協定届の起算日(例:起算日3月1日⇒2025年3月1日から適用)
- ・ 新規届出の36協定届は、2024年4月1日以降に届け出た36協定届の起算日

② 対象となる自動車運転者は?

労働基準法第9条で規定する労働者で「四輪以上の自動車の運転の業務に主として従事する者」(令和4年12月23日厚生労働省「基発1223第3号」通達)が対象者

⇒ 実態として物品又は人を運搬するために自動車(緑ナンバー・白ナンバーを問わない)を運転する時間が、現に労働時間の半分を超えており、かつ、当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分を超えることが見込まれる場合には、「**自動車の運転に主として従事する者**」に該当する。該当しない場合は、運転職でも上記図1の時間外労働上限規制が適用される。

③ 上限規制の内容は?

- ・ 原則の上限時間 **時間外労働 月45時間以内、年360時間以内**
(1年単位変形労働時間制:月42時間以内、年間320時間以内)

- ・ 特別条項の上限時間 時間外労働 年 960 時間以内（休日労働は除く）
※別途月間の上限時間等を設定し、特別条項付き 3 6 協定届で届出をした場合は、労働基準法上の規制対象の上限時間となる。

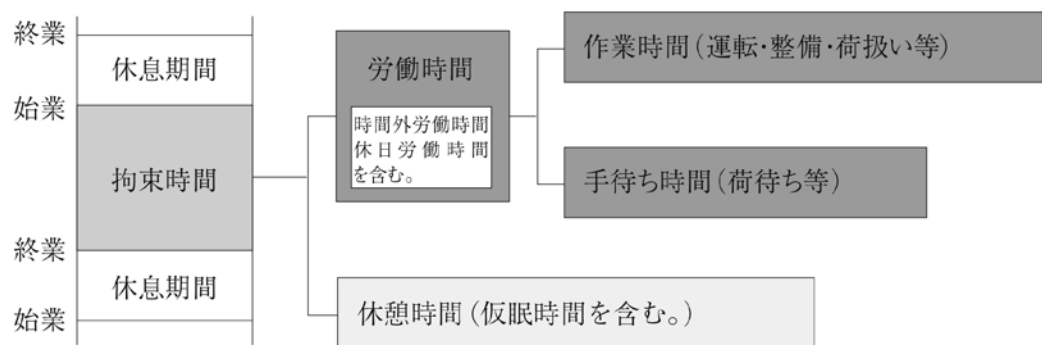
- ④ 3 6 協定届様式は？
2024 年 4 月以降は、「様式第 9 号の 3 の 4（一般条項）」「様式第 9 号の 3 の 5（特別条項）」を使用
- ⑤ 違反した場合は？
行政指導や企業名公表、罰金又は懲役の罰則（労基法第 119 条）適用のリスク

2 改正改善基準告示（2022 年 12 月 23 日改正）への対応

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準告示」という。）とは、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とし、自動車運転者の拘束時間・運転時間等についての基準を定めた大臣告示（1989 年）で、2022 年 12 月に自動車運転者の健康確保等の観点により改正され、2024 年 4 月 1 日以降から改正改善基準告示が適用される。（告示とは、国や地方公共団体などの公の機関が、ある事項を公式に広く一般に知らせること。また、そのもの。）

(1) 改善基準告示の主な内容 [001080310.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/eigoo/001080310.pdf)

【厚生労働省：「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」より抜粋（図 2）】



- ① 拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間（時間外労働時間、休日労働時間、手待ち時間等を含む）と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間
- ② 休憩期間とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間（勤務間インターバル）

(2) 改正改善基準告示の主なポイントは？

- ① 拘束時間
 - 1 年 原則 3,300 時間以内、例外 3,400 時間以内
 - 1 か月 原則 284 時間以内、例外 310 時間以内（年 6 か月まで）
 - 1 日 原則 13 時間以内（上限 15 時間、14 時間超は週 2 回まで）
例外 宿泊を伴う長距離運送の場合、16 時間まで延長可（週 2 回まで）
- ② 1 日の休息期間
継続 11 時間以上与えるよう努めることを基本とし、9 時間を下回らない。
例外 宿泊を伴う長距離運送の場合、継続 8 時間以上（週 2 回まで）
- ③ 運転時間
2 日平均 1 日：9 時間以内、2 週平均 1 週：44 時間以内
- ④ 連続運転時間
4 時間以内。運転の中断時には、原則として休憩を与える（1 回概ね連続 10 分以上、合計 30 分以上）。

(3) 具体的な対応は？

労働基準監督署への届出等は必要ないが、拘束時間や休息期間の例外規定を適用する場合は、労使協定の締結が必要になる。廃棄物収集運搬車の運転手は、長距離運送の運転手のように 24 時間を超える長時間の拘束はないと考えられる。

運転手へのわかりやすい説明・周知のため、1 年、1 か月、1 日の拘束時間等を自社の指標（KPI）として設定することや、1 日の休息期間（勤務間インターバル）の就業規則への記載等は重要と思われる。

(4) 違反した場合は？

「改善基準告示」は厚生労働省が主たる所管官庁の大臣告示で罰則規定はなく、是正指導が行われる。（ただし、違反状況が悪質な場合は、労働基準法違反容疑等での送検もあり得る。）なお、国土交通省も大臣告示で引用しており、それに沿って行政処分を行うこととしていることから、厚生労働行政機関（労働基準監督署等）から運輸行政機関（国土交通省陸運支局等）への通報により、国土交通省の所管である営業用車両（緑ナンバー）は、別途「貨物自動車運送事業法」に基づき車両停止処分等の行政処分となる可能性がある。

A2 時間外労働・休日労働削減への具体的な対応について

1 労働時間の適正把握と削減

(1) 労働時間及び休日の管理フレーム

労働時間（労基法第 32 条）	休日（労基法第 35 条）
法律で定められた労働時間の限度 1日8時間 及び 1週40時間	法律で定められた休日 毎週少なくとも1回 又は4週4回以上
法定労働時間を超える時間外労働や法定休日に労働をさせる場合 (労基法第 36 条)	



- ・ 36 協定（時間外労働・休日労働に関する協定）を適正に締結し、労働基準監督署に届け出て、労働者に周知し、36 協定の枠内で働かせる。（上限規制あり）
- ・ 時間外労働・休日労働をさせた場合は、法定の割増賃金の支払い

(2) 労働時間の適正把握義務（労働安全衛生法第 66 条の 8 の 3）

「労働時間の適正な把握のために使用者が講じるべき措置に関するガイドライン」

勤怠システムやデジタルタコグラフ、ドライブレコーダー等の積極的な活用により、従業員の労働時間や車両の運行を適正に把握する。

(3) 長時間労働の原因分析

時間外労働が多い従業員を抽出、ヒアリングし、個人の問題（作業効率等）か、社内体制の問題（配車、コース編成等）かを分析する。

(4) 残業時間の削減

- ① ミーティング等で具体的な削減方法について議論し、職員間で共有化する。
- ② 残業の事前承認と事後確認
承認の手続き、承認の要件、予定時間の申告等の残業ルール等を明確にし、周知する。

ルール等に反した残業を行った場合は、その都度注意指導を行い、承認後の実残業時間数についても確認・把握する。（ルールに反した時間外労働等の黙認・放置は、使用者の黙示の義務付けがあったと見なされ、指揮監督下に置かれた残業時間と見なされる可能性が出てくる。）

- ③ 残業禁止命令の発出と周知
当日に必要な残業や 22 時以降の残業などを禁止する旨の通知とその周知徹底
- ④ 複数の車種・コースに対応できるドライバーの育成
- ⑤ 業務の効率化
労務管理ソフト、電子マニフェストの活用等により日報作成等事務作業時間を削減

2 諸規定の見直しと従業員への指導・教育

(1) 就業規則、賃金規定等の関係規定の確認と見直し

- ① 就業規則は現状の就業実態に則した内容になっているか。
- ② 賃金規定と実際の運用（支払い）が異なっていないか。
- ③ 1 箇月や 1 年単位の変形労働時間制を採用している場合、正しく運用されているか。
- ④ 残業時間の算定方法や割増賃金の単価計算の間違いで、未払賃金が発生していないか。

(2) 従業員の指導・教育

- ① 関係規定の内容を記載したハンドブック等の冊子を作成し、周知する。
- ② 出庫時間の指示・徹底や日報記載内容の指導
- ③ 関係規定違反時の罰則や処分等の周知

3 賃金制度の見直し

残業時間の減少が、収入の減少に繋がるような賃金制度の見直し

- (1) 「時間で稼ぐ」賃金制度から「能力や業績で稼ぐ」賃金制度への転換
「経験値」、「乗車する車種」「保有する資格」「作業効率」等を考慮
- (2) 「法令順守」の実行度合いを手当や賞与等の賃金制度に反映させる。
- (3) 評価制度の中で、労働時間短縮に向けた目標管理を導入し、賃金制度に反映させる。
- (4) 見直した賃金制度を持続可能とする財政基盤の確立

4 令和 5 年度「働き方改革推進支援助成金」（厚生労働省）の活用

労働時間短縮・年休促進支援コース、労働時間適正管理推進コース、勤務間インターバル導入コース、適用猶予業種等対応コース（運送業）、団体推進コース

事務局だよ

今年のお盆休みは、猛暑、台風、交通機関の混乱などのニュースが連日報じられていましたが、日本の夏の風物詩である花火大会やお祭りが4年ぶりに復活するという喜ばしい話題もありました。

もう何十年も前のことになりませんが、隅田川の花火大会に繰り出したことがあります。その迫力はすごいもので、空高く打ち上げられた花火を眺めているというより、ドスンという音が体中に響きわたったかと思うと、次の瞬間、目の前に突然巨大な花火の花が咲き、最後に火の粉が頭に降ってくるようなあの衝撃は、今でも忘れられません。が、その感覚と同時に、花火を眺めながら夕涼み、なんて風情を味わうというよりは、午後一番暑い時間帯から気合いを入れて場所取りをし、観賞中は相当蒸し暑かったはずですが、花火に見入っていたので気にならなかったのでしょう、我に返った時には、汗だくでドロドロ、帰り道は余韻に浸るどころではなく、放心状態で抜け殻のようになり、人並みにもみくちゃにされた真夏の夜の過酷な思い出でもあります。

日本では（私の知る限り）フィナーレの特別な花火が終わると自然と拍手がわきおこります。あの感じがたまらなく好きです。また、花火を眺めながら、涙も分らず涙が出てくることがありますが、自分の感情については分析不能です。皆さまはいかがでしょう。

9月下旬にかけても高温傾向が続き、暑さが長引くという予想のようですが、本号がお手元に届くころには、少しでも過ごしやすい気候になってほしいものです。

早いもので今年度も折り返し地点を迎えます。今後も施設見学会、研修会など様々な行事が予定されておりますので、会員の皆さまのご参加をお待ちしております。また本誌では、随時実施結果を掲載しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

編集後記

温暖化対策の遅れを意味しているのか？夏の暑さは年々厳しさを増しています。

今夏は、以前にも増して暑い日が続いたようです。今年、世界の平均気温が、観測史上初めて17度を超えたそうです。気温の上昇は、日本の各地でも確認されています。廃棄物処理の仕事は外での業務もあるので、職場によっては、作業環境や業務方法の見直しも必要でしょう。

さて皆さん、「エアコンの無い生活」は考えられますか？都内では、ヒートアイランド現象も相まって、それは危険なレベルまできているようです。エアコンを使うという事は、電気が必要で、多くは化石燃料に頼っています。これほどまでに、ビルやマンション、商業施設が立ち並ぶ都心ですと、その影響は大きいのでしょうか。やはり、電力の使用総量を減らす省電力社会を目指す事が、そもそも不可欠な課題なのでは？

他方、世界ではエネルギー貧困層という社会課題があって、世界人口の約20%、約10数億人の人々が、電気を利用できていないそうです。その一方で、日本の消費電力量と、一人当たり消費電力量は、共に世界第4位。さらには、日本の電力の化石エネルギー率は、70%を超えていて、殆どは輸入ですから、自給率としても約10%。

温暖化対策は、これらの課題に取り組む観点からも必要なのだと思います。（森）

とうきょうさんぱい

第40巻第7号通巻第397号

令和5年10月1日発行

発行人
企画・編集
発行

鈴木宏和
広報委員会

一般社団法人 東京都産業資源循環協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592

https://tosankyo.or.jp E-mail:info@tosankyo.or.jp

PCBの処理期限までの全量廃棄を目指します PCBに関するあらゆる問題をワンストップで解決していきます

全数調査



選別調査



分析・運搬業務



申請サポート



解体や全数調査時に新たにPCB廃棄物が見つかる事例があります。
調査漏れが不安な方はお気軽にご相談ください。

北九州事業エリアで
処分期間後に発見された
高濃度PCB廃棄物
196件
(令和2年10月末現在)
環境省 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/confs/tekisei/28pcb.html>

KATO 加藤商事株式会社
<http://www.katosyoji.tokyo>

未来の地球に持続可能な環境を創る企業

本社 〒189-0011 東京都東村山市恩多町1-12-3
TEL: 042-392-1001 FAX: 042-394-1453
赤坂営業所 〒107-0052 東京都港区赤坂4-4-14 未来環境創造ビル1F
TEL: 03-6277-7187 FAX: 03-6277-7197

一般社団法人日本PCB
全量廃棄促進協会 (JPTA)   

創業62年、人々が安心して生活できる 安全で快適な環境づくりに貢献します



練馬の大地
おいしい作物は元気な土づくりから...
弊社の資源リサイクルセンターにて学校給食残さをリサイクルし、良質の土壌改良材を精製しております。

2019-2022 収集運搬業 (第4種業務)
産廃エキスパート
認定番号 4-18-00058

廃棄物処理	警備
<ul style="list-style-type: none"> ◆一般廃棄物収集運搬 ◆産業廃棄物収集運搬 ◆医療系廃棄物 ◆資源リサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設警備 ◆駐車場管理 ◆交通・雑踏警備
建物清掃	環境衛生
<ul style="list-style-type: none"> ◆日常清掃 ◆定期清掃 ◆浄化槽・貯水槽清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ◆空気環境測定 ◆水質検査 ◆害虫駆除

総合ビルメンテナンス

株式会社 五十嵐商会

IGARASHI

【本社】 〒177-0031 東京都練馬区三原台2-1-27 TEL03(3922)7547 FAX03(3978)1533

<http://www.igarashisyokai.co.jp> 五十嵐商会 検索